

II. 安全衛生及び環境配慮のマネジメント

① 安全衛生及び環境配慮のための体制

■ 基本方針・指針

JAMSTECの安全衛生管理は、労働安全衛生法や船員法等の労働関係法令に基づき各種委員会やパトロール、有害業務に係る作業環境測定、健康診断等を実施して職場の安全及び衛生の管理を行っているほか、ヒヤリハット事例・改善提案の収集、リスクアセスメントの推進、マネジメントシステム（PDCAサイクル）による継続的改善に努めています。

また、緊急事態が生じた場合に迅速に対応できるようマ

ニュアルを整備し定期的に訓練を行っているほか、職員の安全衛生の意識向上のため、安全衛生教育を実施しています。

一方、環境配慮活動については、平成17年4月の環境配慮促進法の施行に伴い、特定事業者として毎年環境報告書の作成と公表が義務付けられたため、これを契機として、平成18年3月に「環境への配慮に係る基本方針」を制定し、環境配慮活動に取り組むこととしました。また、それまで調査・観測活動を対象としたJAMSTEC全体としての環境配慮に関する指針は策定されておらず、更には海洋

安全衛生及び環境配慮に係る基本方針

国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下「機構」という。）は、その業務の遂行にあたっては安全と健康の確保を最優先とし、自由闊達で快適な職場環境の形成を促進するため、役職員が一丸となって安全衛生の諸活動に取り組みます。

また、海洋・地球・生命の統合的理解を目指す我が国の中核的海洋研究開発機関としての責務を認識し、喫緊の社会的ニーズに応えるとともに豊かな社会の実現及び持続可能な未来の構築に貢献します。

以上の決意のもと、機構は安全衛生及び環境配慮に係る基本方針を定めます。

【安全衛生】ゼロ災害・ゼロ疾病の希求及び健全・快活な職場環境の形成

機構は、事故・災害の発生を未然に防止するという断固とした意志のもと、個々がリスクを発信し、組織として共有する精神を持ち、ゼロ災害・ゼロ疾病を希求するとともに、役職員の心身の健康を保持・増進し、良好な人間関係の構築を図るため、次の活動を通じて健全で快活な職場環境を形成します。

- (1) 職場や作業に潜む事故・災害が発生するリスクを発見・把握・分析・解決し、事故・災害の発生を未然に防止します。
- (2) 上長が率先垂範して安全管理、作業環境管理、作業管理、健康管理を確実にを行い、安全衛生管理を徹底します。
- (3) 役職員相互のコミュニケーションの活性化を図り、多様な働き方を実現する働き方改革を総合的に推進します。

【環境】持続可能社会構築への貢献

機構は、研究開発機関として機構が保有する研究開発資源を最大限に活用し、次の活動を通じて持続可能な社会の構築とSDGs（持続可能な開発目標）やカーボンニュートラルの達成に貢献します。

- (1) 研究開発活動を通じて得られた地球環境変動に関わる科学的知見を広く社会に発信します。
- (2) 事業活動に伴う環境負荷の低減に資する行動を計画的に実施します。
- (3) 環境保全に係る国内外の規範の遵守は勿論のこと、更なる環境配慮活動の充実を図ります。

調査・観測活動に係る環境保全のための指針

独立行政法人海洋研究開発機構（以下「機構」という。）は、環境保全・生態系保全の観点から、海洋に関する基盤的研究開発の推進のための観測・調査研究及び技術開発等（以下「調査・観測活動」という。）の実施にあたり、以下の事項に配慮することとする。

1. 機構は、調査・観測活動を実施する場合は、国内の関連法令はもとより、基本的に「国連海洋法条約」「生物多様性条約」等の国際的な法規範を尊重する。
2. 機構は、調査・観測活動のために利用する機器、船舶及び無人探査機等の運用に際しては、環境保全及び生態系保全に配慮する。
3. 採取する試料については、環境の保全及び生態系の保全を最優先に考え、必要最小限に抑えるように努める。

における調査観測活動について、「国連海洋法条約」や「生物多様性条約」等により、環境保全という観点からの実施が必要とされている情勢を受け、「環境への配慮に係る基本方針」と合わせて「調査・観測活動に係る環境保全のための指針」を制定し、実施することとしました。

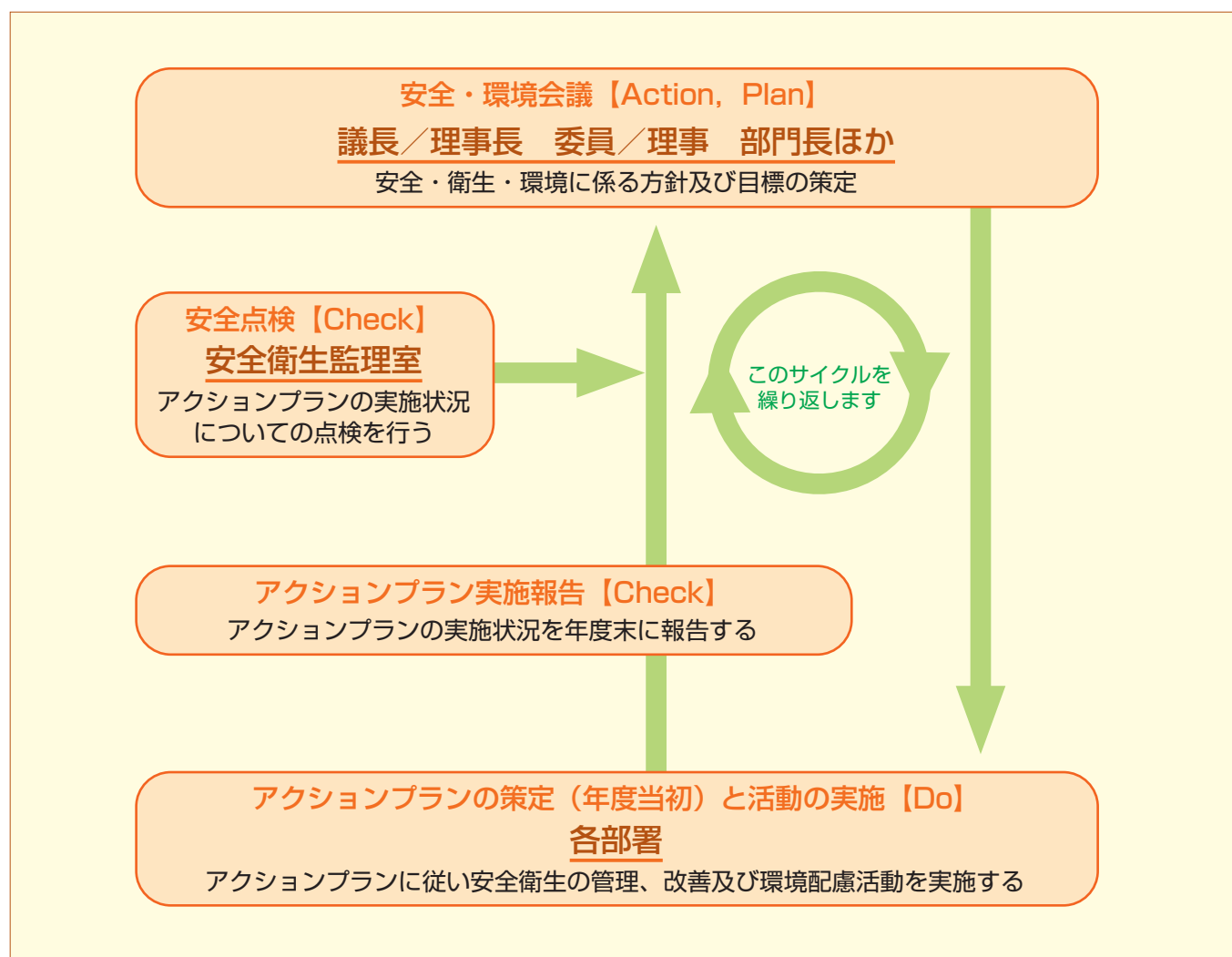
平成26年4月1日から5年間に及ぶ第3期中期計画の開始に伴い、安全衛生と環境配慮に係る基本方針を統合して新しく「安全衛生及び環境配慮に係る基本方針」を平成26年4月に制定しました。

■ マネジメントシステム

JAMSTECでは、安全衛生の管理と環境配慮活動に関する意思決定を、理事長を議長とする安全・環境会議で行っています。年度当初に開催される安全・環境会議では、安全衛生及び環境配慮に係る基本方針や、その年度の

安全衛生・環境配慮目標を定め、この基本方針や安全衛生・環境配慮目標を土台として、各部署それぞれがアクションプランを作成し、そのアクションプランに従って安全衛生の管理や改善活動及び環境配慮活動を行います。各部署はアクションプランの実施状況を次年度の安全・環境会議で報告することになっており、また必要に応じて安全衛生監理室の安全点検を受けることとしています。このアクションプランの実施結果や安全点検の結果を踏まえた上で現状の問題点や課題を分析し、それらの課題等を是正するように次年度の新たな目標の設定を安全・環境会議で行います。このような一連のサイクル（PDCAサイクル）により安全衛生及び環境配慮に係るマネジメントシステムの運用を行っています。

JAMSTECの安全衛生及び環境配慮マネジメントシステム



■ 地球温暖化対策実行計画

地球温暖化問題は、周知のとおり人類の生存基盤に関わる重大な課題ですが、我が国の地球温暖化対策は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）」を主軸として種々の施策や取組みが進められています。

また、令和3年10月には、温対法に基づき政府により策定される「地球温暖化対策計画」及び同計画を踏まえて策定される「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（以下「政府実行計画」という。）」が閣議決定され、「政府実行計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013年度を基準として、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を

2030年度までに50%削減することを目標とする。」との国が実行する地球温暖化対策の目標が掲げられました。

JAMSTECは、これまでもその研究開発活動を通じて、地球温暖化を始めとする地球環境変動の解明に取り組み、そこから得られた有益な知見を全世界に向けて発信してきたところであり、「地球環境変動の統合的理解とその予測」はこれからも継続して取り組むべきJAMSTECの重要な研究課題の一つです。このような地球環境の現状、JAMSTECが有している使命、そして政府の地球温暖化に関する施策に鑑み、現在及び将来に亘る人類の福祉に貢献するため、令和6年7月1日に「国立研究開発法人海洋研究開発機構地球温暖化対策実行計画」を改正し、地球温暖化対策を計画的に推進していくこととしました。

国立研究開発法人海洋研究開発機構地球温暖化対策実行計画（一部抜粋・要約）

1. 目標

政府実行計画に準じ、2013年度を基準として、JAMSTECの事業活動に伴い発生するエネルギー起源の二酸化炭素排出量を2030年度までに総量として50%削減することを目標とする。

2. 対象となる事業

本実行計画の対象となる事業は、JAMSTECが実施する全事業とする。

3. 具体的な温室効果ガスの排出の抑制等のための取組

(1) 基本的な考え方

本実行計画を推進するにあたっては、社会的・経済的な諸般の情勢を考慮しつつ、また、安全・衛生の確保及び有益な研究開発活動を阻害しない範囲において環境に配慮するという精神を念頭におき、「国立研究開発法人海洋研究開発機構安全衛生及び環境配慮に係る基本方針（平成26年4月25日制定）」の環境の項目に掲げる事項を具現化すべく、本実行計画に基づく諸活動に取り組むものとする。

(2) マネジメントシステムによる継続的改善

本実行計画を推進するにあたっては、PDCAサイクルによるマネジメントシステムの運用により、継続的に改善を行っていくこととする。

4. 評価

本実行計画の実施に伴うエネルギー起源の二酸化炭素排出量の評価については、研究及び開発事業における原単位による評価を行うための指標の確立が困難であるため、原則として総量をもって評価することとする。ただし、事業の拡大等に伴う施設・設備の増設等に代表される公正な評価を妨げる変動要因については、そのつど分析を行い、その要因を明らかにするものとする。

5. 公表

本実行計画の実施結果については、「安全・環境報告書」において、毎年度その状況を公表するものとする。

6. 実行計画の見直し

本実行計画は、法令の改正や地球環境を取り巻く情勢等、社会的・経済的な要因を考慮し、必要に応じて見直すこととする。

■ 音波による構造探査における海洋哺乳類への影響緩和ガイドライン

JAMSTECでは、海域において音波による構造探査（マルチチャンネル反射法（MCS）、シングルチャンネル反射法（SCS）、海底地震計（OBS）による屈折法探査等）を実施していますが、この音波がクジラやイルカに代表される海洋哺乳類に対して悪い影響を与えるのではないかと懸念

され、問題提起されています。そこでJAMSTECでは、海洋の生態系や生物多様性の重要性を認識し、クジラ等の海洋哺乳類が棲息する海域で構造探査を実施するにあたり、その影響を最小限に抑えることを目的として平成25年11月に「音波による構造探査における海洋哺乳類への影響緩和ガイドライン」を定め、このガイドラインに従って構造探査を実施しています。

本ガイドラインの詳細は、<https://www.jamstec.go.jp/j/about/environmental/seismic.html>をご覧ください。

■ 令和7年度の目標と令和6年度の実績

安全・環境会議において定めた令和7年度の安全衛生・環境配慮目標と令和6年度の実績は次のとおりです。

令和7年度 安全衛生・環境配慮目標

(1) 安全及び衛生に関する事項

- ① 整理整頓の徹底と安全対策の実施
構内に保管されている物品の整理を行うとともに不要となったものの廃棄を励行する。また、地震の際の什器類の転倒防止やキャスターの付いた台等の車止めを確実に、不安定な状態で物品を保管しない、避難経路を塞ぐようなものの配置をしない、電気のコンセントやプラグなどの健全性を確認するなどの安全対策を行い、安全な職場環境を形成する。
- ② 緊急時における対処方法の再確認
緊急時における、テレワークや不在者を含めた安否の確認方法や、「緊急連絡体制」、「事象発生時の対応体制」を確認し不備等があれば改め、明確化する。また、イベント開催時や研究室等での実験時、調査航海時、海外を含む野外調査や出張時などにおける緊急連絡体制、後方支援体制などを再確認し、従事する者全員で共有する。また、必要に応じて訓練を行う。
- ③ 事故・トラブル防止のための職場環境の形成
イベントの開催や調査研究の計画時に安全に関する検討を行い、リスクを明確化してアセスメントを行うことを習慣化する。また、安全に関する装置を適正に使用するとともに、適切な保護具を着用する。これにより、事故を未然に防ぐ予防策や万一事故が発生した場合にもその拡大を防ぐ軽減策を講じることができるようになる。日常業務においても、常に安全を意識し、安全を最優先とする職場環境を醸成する。
- ④ 安全衛生管理における法定義務の確認と適正な履行
担当業務・職場に関連する法、規程等を確認し、適正な履行を継続する。免許の保有技能講習又は特別教育の受講、化学物質管理者、保護具着用管理責任者、作業主任者の選任など、担当業務において安全衛生管理上義務付けられている事項を確認する。通勤時や車両の運転時においても交通法規を守り、事故防止に努める。
- ⑤ 多様な働き方がしやすい職場環境の形成
有給休暇の取得、テレワークやフレックスの活用、長時間労働の解消等、多様な働き方を可能とする取り組みを推進する。

(2) 環境に関する事項

- ① 研究開発活動を通じて得られた環境に関わる知見の発信
機構の研究開発活動で得られた環境に関わる知見を広く発信することにより、環境に関する意識の向上や環境に配慮した行動を促す。
- ② 省エネルギー及び温室効果ガス排出削減のための諸活動の推進
温室効果ガスの排出削減及びエネルギー価格の高騰を考慮し、地球温暖化対策のための政府及び機構の実行計画を達成するため、省エネルギー及び温室効果ガスの排出を削減するための諸活動をより一層推進する。
- ③ 環境に関するコンプライアンスの推進
廃棄物処理、海洋汚染の防止、エネルギー管理等、環境に関連する各種規範の要求事項を再確認し、環境に関するコンプライアンスを推進する。

令和6年度 安全衛生・環境配慮目標

(1) 安全及び衛生に関する事項

- ① 整理整頓の徹底と構内環境の保全
構内に保管されている物品の整理や廃棄、不衛生箇所の改善を励行し、適正な物品管理を推進するとともに安全な職場環境を形成する。また、構内各所の美化を推進し、構内環境を保全する。
- ② 緊急時における対処方法の再確認
担当業務・職場の緊急時における対処方法を再確認するとともに「緊急連絡体制」、「事象発生時の対応体制」を明確化し実効性のある体制を構築し、従事する者全員で共有する。また、必要に応じて訓練を行う。
- ③ 事故・トラブル防止のための職場環境の形成
気軽に改善提案を発信することのできる職場環境を形成する。
- ④ 安全衛生管理における法定義務の確認とリスクアセスメントによる安全確保の推進
担当業務・職場に関連する法、規程等を確認し、適正な業務執行を継続する。免許の保有、技能講習又は特別教育の受講、化学物質管理者、保護具着用管理責任者、作業主任者の選任など、担当業務において安全衛生管理上義務付けられている事項を確認する。担当業務に係る危険性・有害性を精査・改善（リスクアセスメント）し、事故・トラブルの発生を未然に防止する。
- ⑤ 多様な働き方がしやすい職場環境の形成
有給休暇の取得、テレワークやフレックスの活用、長時間労働の解消等、多様な働き方を可能とする取り組みを推進する。

(2) 環境に関する事項

- ① 省エネルギー及び温室効果ガス排出削減のための諸活動の推進
エネルギー価格の高騰を考慮し、省エネルギーをより一層推進する。また、地球温暖化対策のための政府及び機構の実行計画を達成するため、温室効果ガスの排出を削減するための諸活動を推進する。
- ② 環境に関するコンプライアンスの推進
廃棄物処理、海洋汚染の防止、エネルギー管理等、環境に関連する各種規範の要求事項を再確認し、環境に関するコンプライアンスを推進する。

令和6年度の主な実績事例

実施内容（実績）	実施部署
【環境】 セミナー発表資料や事務連絡用資料は電子媒体を基本とし、紙資料の使用は極力控えている。また、退勤時のデスクトップPCの電源オフを奨励している。	環境変動予測研究センター
【防災】 地震・津波の際の避難場所となる交流棟側付近に避難する際に、整備場からは車両で避難することと決めてあり、訓練では5分程度で避難できたことを確認している。また、停電に備えた暖房器具として石油ストーブが備えてあるほか、非常食についても〇日目〇食などを箱にラベルで明記してある。	むつ研究所
【環境】 環境報告書に提出するデータを改めて見直しをして環境負荷の増減を確認するとともに電気量などの利用量をグラフ化して見える化の取り組みを行っている。また、冷暖房を効率的に行うため、エアーカーテンで仕切りを設けている。さらに、環境への取組みその他を取りまとめ、申請を行ってむつ市のSDGs認定団体となっている。	むつ研究所
【安全】 日々の実験終了後に整理整頓に努めた。居室の不要物の撤去を行った。安全めがね、実験グローブの着用を徹底した。外来者へのインストラクションを周知した。	生物地球化学センター
【衛生】 実験室における事故を防止するために、こまめにグループブリーフィングを行い意思疎通を図った。使い捨てのニトリル手袋は有機溶媒耐性が低いので、「溶媒がかかったら、すぐに交換する」を徹底した。	生物地球化学センター
【安全】 調査観測に関しては、部門の安全審査、各センター会議、部門会議を通じて起こりえるリスク含めて実施要領書の記載に漏れが無いかなどを確認している。また、調査中は作業日報により関係者で調査観測の進捗状況を共有するなど心掛けている。実験室の利用については、管理者を配置し利用者が安全に利用できるよう心掛け、特に問題は発生しなかった。	海域地震火山部門
【防災】 横浜研究所および横須賀本部における防災訓練には各職員積極的に参加しており、発生時の役割（各班组ごと）、担当者の不在時の対応等について、各班、各居室において確認している。また、地震や火山による災害時の部門としてのアクションアイテムを整備し備えているが、必要に応じてアクションアイテムについて確認を行い、更新を実施している。	海域地震火山部門
【環境】 環境負荷を低減するため、業務に支障のない範囲で、節電やITツールの活用を行った。特に、環境負荷の低減に資するため、ESの動的省電力機能を活用して電力抑制に努めた	地球情報科学技術センター
【衛生】 保管庫物品の一時保管については、名護市と調整の上、国際海洋環境情報センター近隣の名護市関連施設の空き居室を借用するなどにより、保管物品の一時保管場所を確保したことで構内環境への影響を最小限に抑えた。また、一時保管のための物品移動に伴って、保管物品の整理も実施した。	地球情報科学技術センター
【防災】 拠点の総合防災訓練時に避難訓練の一環で人員点呼の結果報告対応を行うとともに、訓練に合わせて安否確認サービスによる確認を実施し、不在職員の安否確認を行った。また、訓練とは別途、自衛消防隊の各班において、定期的に役割分担や対応フローの再確認などを実施した。	国際海洋環境情報センター
【環境】 定期的に電力使用量実績を報告し、在勤者等に周知するとともに、節電対策としての空調機運転の対応例などを各部屋のコントローラ付近に掲示するなどして節電意識の向上を図った。これによる節電効果としては、昨年度に比べて温度湿度が高い傾向である中、年度後半には、最大需要電力や使用電力量が昨年度を下回るなどの結果が見られた。国際海洋環境情報センターで整備した学習プログラムの提供などを通じて、地球温暖化や海洋プラスチック問題などの紹介や、個々の行動誘発を促す問いかけを行うことなどにより、来館者の環境意識の向上を図った。	国際海洋環境情報センター
【安全】 実験に用いる化学物質は管理者を明確にし、適正な管理・記録を行った。最新の論文等による安全情報を取り入れつつ、使用予定のない（ものと思われる）物品の長期保管による安全阻害やデッドスペースの形成がないように適切な整理や廃棄を行い、実験室内外は地震を想定した整理整頓を常に心掛けた。廃棄や排水等にあたっては適正に分別や処理、管理を行った。	国際海洋環境情報センター
【衛生】 薬品等を扱う場合は、適切な保護具を使用し、十分な換気を行い、長時間の連続作業は控えた。定期的に実験室以外の場所で休憩を取り、体調に異変を感じたら健康管理室にて診察を受けるように促した。実験室で予想される非常事態において最善の行動および対処が速やかに行えるように、災害発生時通報連絡図や行動マニュアルなどは各階のわかりやすい場所に掲示した。	超先鋭研究開発プログラム
【環境】 温室効果ガス排出削減のため、引き続き改正フロン法に適した機器に老朽化した機器を計画的に更新した。また、夏季・冬季は冷暖房温度の適正化や、安全に支障のない範囲内での軽装・厚着を励行した。	超先鋭研究開発プログラム
【防災】 南海トラフ地震津波を想定し、高知コア研究所における初期対応項目を時系列でシート化した一覧を作成し、労働安全衛生連絡会で検討を進めた。また、初期を行う高知BCP（事業継続計画）要員用に応用プログラム上で専用チャットスペースを準備し、実際に8月に初めて南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された際に慌てずに初期警戒対応をとることが出来た。	高知コア研究所
【衛生】 技術支援グループに部署化学物質責任者及び保護具着用管理責任者を置くとともに従事者による化学物質リスクアセスメントを実施した。また、9区画・合計7物質について作業環境測定を実施し、適切な環境であることを確認した。新規の実験装置・設備の導入に際して、要求研究者が仕様詳細を記入し、技術支援グループにて法令上の対応及び附帯工事等の有無を判断できるようにチェックシートを作成し、運用を開始した。	高知コア研究所
【環境】 省エネパトロールを実施し、各居室・実験室のエアコン設定温度、現場温度が適切であるかを確認した。また、毎月の電気使用量・電気代、前年度との比較等を所内メールで展開し、節電意識の向上に努めた。	高知コア研究所
【安全】 安全確保及び運航の効率化を目的として、研究航海毎の航海事前安全評価（リスクアセスメント）を月1回継続して実施した。	研究プラットフォーム運用部門
【衛生】 労働安全衛生法等における法定義務を確認した。また、労働安全衛生法の改正をうけ、化学物質管理者の選任を実施したほか、令和5年度に見直しを行った高所作業時の安全帯の使用を各船舶で実装した。	研究プラットフォーム運用部門
【衛生】 出社人数に合わせて、使用する照明設備・空調を最小限に絞った。また、会議等で居室が不在になる際は、消灯など配慮した。対面を必須としない打合せは積極的にオンラインによる開催とし、オンライン会議ツールを用いて実施した。また、使用する資料はファイル共有システム等を活用して共有し、基本的に紙資料は用意していない。また、使用済み封筒やクリアファイルは社内再利用に活用した。イベント等にて展示物の輸送を行う際は、梱包用段ボール・緩衝材などを再利用した。	北極域研究船推進部
【安全】 横須賀本部施設一般公開や研究報告会（JAMSTEC2024）の開催をはじめ各種イベントに対応することが多いため、事前の対応マニュアル等も整備し、安全なイベント開催に努めると共に適切な人員配置を行い、来場者の安全確保に努めた。	海洋科学技術戦略部
【安全】 危機管理対応マニュアル及び機構のBCP（事業継続計画）の内容見直しを進めている。なお、並行して見直しを進めていた危機管理規程及び防火管理規程の改正を先行して実施した。また、防災備蓄品の棚卸を行い、使用期限が切れたものの廃棄や不足品の補充等を実施した。	総務部
【環境】 新しい研究棟の建設にあたり、受注者が竣工した建物を見学し、省エネ対策について設計協議を行った。また、横須賀本部及び横浜研究所の電気の供給契約においては、非化石燃料比率を35%として契約を行った。	総務部

ヒヤリハット・改善提案の事例紹介

場 所	事 例
横須賀本部	生態環境実験棟108-2実験室において、避難口誘導灯が視認できない状態になっていたため、当該実験室管理者に指摘し、避難口誘導灯が視認できるよう対応した。 海洋技術研究棟4階居室において、消防隊突入口の前に備品等が置かれていたため、撤去した。 共用利用棟2階共用スペースの分電盤の前に荷物が置かれており、分電盤が開けられない状態になっていたため、撤去した。
横浜研究所	駐車場1階自転車置き場に照明が設置されていなかったため、簡易にマグネットで取り付けられる人感センサー付き照明を設置した。その後、常設のLED照明を設置した。 構内の高木の内部が腐食しており、強風の際に倒れる危険性が確認されたため、朽ちた高木11本を伐採した。
むつ研究所	安全衛生パトロール中に熊が出現したため、構内放送で注意喚起し、当日は構内移動に車両を使用した。 観測機材整備場1階エレベーターホールに備え付けてあるAED（自動体外式除細動器）の大人用パッドの交換時期が迫っていることを確認し、交換した。
高知コア研究所	研究B棟側入り口において、工事のための足場が入ロドアのすぐそばに設置されている。鉄骨がむき出しになっており、目の高さに鉄骨の端がある他、動線が狭く危険であるため、高知大学経由で工事業者にクッション材を巻くよう依頼した。 薬品庫に入室した際に酢酸のような異臭がし、液体が漏れていた。廃棄予定のポリエステル樹脂硬化剤の容器の経年劣化によるひび割れによるものであり、SDS（安全データシート）に従い適切に対応した。
国際海洋環境情報センター	正面玄関付近において、スズメバチが巣を作っていたため、殺虫剤を散布し、巣を撤去した。 サーバ室において、搬入扉の結露が養生シートを伝ってドア枠に溜まっていたため、室内に入り込んでいないことを確認し、拭き取り作業を行った。 開放ラウンジにおいて、雨漏りが発生する可能性が高い場所付近の電源コードの置き場所が不適切であったため、雨漏りが発生したとしても漏れないようポップアップディスプレイに固定した。
船舶（白鳳丸）	甲板に設置されているコルクボード型の掲示板を、使い勝手が良いホワイトボードへ改装してほしいという要望が挙がったので、ホワイトボードに交換した。 航海中に燃料リークタンクの液面高位警報が発報したが、漏油量が分からなかったため、漏油量の確認ができるようにリークタンクを加工し、アクリル板製ののぞき窓を設置した。

② 安全衛生・環境関連委員会等の活動

JAMSTECが実施している研究や開発などの事業活動を円滑に行うためには、事故・トラブルの未然防止、作業場の作業環境測定などの衛生管理、エネルギーの効率的な使用、コンプライアンスの推進、リスク管理などを適切に行い、あらかじめ対策を取ることが重要です。JAMSTECでは、これらについてルールを整備して制度的に管理しているほか、分野ごとに以下の表に示す各種の委員会等

安全衛生・環境・リスクマネジメント関連委員会等と設置の目的

委員会名称	設置の目的
安全・環境会議	JAMSTECの安全衛生管理の方針や目標、安全衛生と環境に関する重要事項を審議します。また、各安全委員会の所掌の調整も行います。
労働安全衛生委員会	職員の安全・衛生・健康の維持に関して調査・審議します。
衛生管理者連絡会	衛生に関する技術的事項の管理に必要な調査及び情報の共有を行います。
研究安全委員会	JAMSTECで行われる重要な調査・研究を安全に推進するための方策などを審議します。
化学物質安全委員会	試薬などに代表される化学物質の取扱いに関して、環境の安全や職員の健康と安全について調査・審議します。
遺伝子組換え等実験安全委員会	遺伝子組換え実験及びゲノム編集実験に関しての安全性を調査・審議します。
微生物等実験安全委員会	微生物実験に関しての安全性を調査・審議します。
放射線安全委員会	放射線障害の防止について、調査・審議します。
船内安全衛生委員会	学術研究船の船内における安全・衛生管理及び、火災予防等について調査・審議します。
エネルギー使用合理化推進委員会	エネルギーの合理的な使用について審議します。
リスクマネジメント委員会	リスクマネジメントに関する諸規程及び体制の整備やリスク対応等の推進について検討・審議します。

を設置・開催し、その所掌に応じて安全衛生・環境に関係するいろいろな課題を審議し、懸案となる課題の解決を図っています。

また、比較的大規模なプロジェクトなどについては事前に個別の専門委員会を設置・開催し、課題解決のための対応を行っています。